

社会保険における拋出の意味と内容を再検討すべきだ

『年金時代』 2009年1月号

一橋大学教授 高山憲之

いまは年金行政への信頼回復が先決

年金の制度改革では、基礎年金の国庫負担割合を二分の一へ引き上げるための安定財源を具体的にどう確保するかが、いま最も重要な課題です。そして年金制度およびその管理・運営に国民の信頼をとりもどすことを優先させる必要があります。

被用者年金制度の一元化法案は国会に提出されたままの状態です。制度改革の議論がいつこうに進展しないのは、この間、年金の記録問題が大きくとりあげられ、年金行政に対する国民の信頼が著しく損なわれてしまったからです。

したがって、年金の管理運営をもっとしっかりやってくれという国民の強い要望に応えるため、厚労省と社保庁が一体となり総力をあげて年金記録問題に取り組んでいくことが求められています。また、記録問題の解決にはかなりの時間がかかります。その間に国民のいら立ちや不満がさらに噴出して、行政不信が深まるおそれがあります。そこで、名寄せ完了にともなう年金給付の再裁定と給付増額分の支払いスケジュールなどを一つひとつ具体的に示して、国民に安心感を持ってもらうことが大切です。

消費税による拋出の事実を給付にも反映させるべき

従来、政府・与党は社会保険方式を堅持する立場でしたが、昨年六月に示された社会保障国民会議の中間報告（第一分科会中間とりまとめ）では、社会保険方式と税方式を対立的ではなく補完的にとらえる視点が初めて示されました。

社会保険方式の基本的な考え方は、拋出に基づいて給付を行うことです。その場合、拋出は保険料という名目であれば加入記録に残され、給付に反映されます。一方、消費税は基礎年金の費用にも充てられていますが、その負担は給付には反映されません。国庫負担が二分の一になれば、基礎年金財源の半分までが消費税を含む税で負担されます。名前は違っても拋出という観点から見れば保険料も消費税も同じです。それなのに、なぜ消費税負担を拋出として認めないのでしょうか。消費税は国民全員がすでに20年近く負担しています。

また、税方式に切りかえると「企業負担が軽減される一方、家計負担が増える」「年金受給者は負担増になる」といった主張がありますが、企業の保険料負担を減らさない形で年金の労使折半負担原則を貫くことは十分可能です。さらに、今後、年金は負担増を避けられませんが、それを消費税という形で年金受給者も含めた国民全体で少しずつ引きうけるのか、それとも若い世代や将来世代に負担増を先送りするのかを選択の問題として提起する必要があります。

年金部会の「中間的な整理」には、低年金・低所得者対策として、拋出時に保険料を公費で穴埋めして満額の年金を支給する「保険料軽減支援制度」が示されています。国民健康保険では保険料を軽減しても給付は制限していません。その発想からすれば、年金保険料を軽減しても給付を満額とすることができるはずです。社会保険における「拋出」の意味を改めて再検討する必要があります。